周南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

周南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月6日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

周南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める 条例(平成27年周南市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第17条第2項」の次に「、第36条第2項、第40条の15第2項」を加える。

附則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(参 考)

周南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例新旧対照表

74 IN AN	
現行	改正案
(指定地域密着型サービスの事業の基準)	(指定地域密着型サービスの事業の基準)
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)
2 前項の場合において、省令第3条の40第2項、第17条第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項(第169条において準用する場合を含む。)及び第181条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。	2 前項の場合において、省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項(第169条において準用する場合を含む。)及び第181条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。